

第12回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年5月18日（月）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。

若干早いですが、お集まりですので始めさせていただきます。

きょうは、森美和子議員が所用のため欠席ということで連絡を聞いておりますので、1名欠席であります。第12回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。5月のさわやかな風があったり、非常に真夏みたいな日があつて、少し天候不順な日も続いております。また、関西圏では新型インフルエンザが猛威を振るい出したということで、先日、総務委員会で亀山の行動指針の説明を受けて、遠い先のことと思っておりますら違う形でこのような実態が出てきて、21日に全協で報告すると聞いておりますが、また、我々自身もそれぞれ気をつけながら情報に関心を持って今後取り組みが、隣の地域でありますので、いつ三重県のほうに入ってくるとも限らないということですので、指針等を亀山市も定めておりますので、ぜひ御一読願えればというふうを考えております。

それでは、座って開催をさせていただきます。

それでは、第12回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

まず、事項書に基づきまして、先月の第11回の委員会の議事概要及び決定事項の確認について議題とさせていただきます。お手元に第11回の議会のあり方等検討特別委員会を受け、決定事項と議事概要が配付されております。

11回の中では、特に会派に関する議論を、2回目となりましたが、各委員の方から意見を聴取させていただきました。そして、新たに議会基本条例にかかわる骨子案について今後も作成を進めていきたいというふうなことだったと思います。

それから、あわせまして、今後、議会基本条例をどこに主眼を置いて議論を進めていくのかということ、ここには各会派で議論を行えというふうに書いています。多分、まだそこまで着手されていない会派もあろうかと思いますが、きょう、お手元にこの後お配りを

します資料に基づいて、今後このような議論についてもお願いをいたしたいというふう
考えると、考えるところでは、

それと、新たな点として、4番目の項に各会派の代表者1名を選出いただいて、これか
らいよいよ条例制定の佳境というか、一番重要な時期に入っております。議論の内容や
そのタイミング等を考えまして、少人数で議論を進めながら新たに特別委員会で諮って
いくというふうなことを御提案させていただいて、各会派代表1名、計3名と正副委員長の
5名で構成するという御承認いただきまして、この案件につきましては、この後御
報告をさせていただきます。今回のテーマ等についての議論をいただきました。

以上が前回の決定事項となっております。御確認のほうをよろしくお願いいたしたいと
いうふうに思います。

それから、あわせまして、議事概要につきましてもお手元へ配付をされております。こ
れも従来どおり御一読いただきまして、自分の意見と少し合わないとか、少しニュアンス
が違う等ございましたら事務局のほうに申し出をしていただきますよう、よろしくお願
いをいたしたいと思っております。

前回の決定事項と議事概要についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、先ほどの決定事項の2の④で決定いただきました各会派からの代表者を選出
いただいての委員会ということで、少し口頭で御報告のほうをさせていただこうと思
います。

正式に名前をつけておりませんでしたので、理事懇談会という名前にさせていただきました。
3名の委員さんと正副委員長ということで、名称を決めた後、今後の進め方につ
いて御議論をいただきました。私のほうからも、正副委員長の調整の中であり方委員会を挟
んで前後で、特に緊急を要するもの重要なテーマに関して御議論を願おうかというこ
とで御提案させていただきました。委員の方から、すべての内容をこの理事懇談会で協議す
るのかというふうな御質問がございました。それはやらないと、特に論点になりそうな
点、それから、会派間の調整の必要な点、そういうものをピックアップして、諮りながら議
論を進めていきたいということで御了承いただきました。

それと、あり方委員会が終わった後に、またここで出た御議論の中から必要な項目があ
れば、次のあり方に向けての意見調整等必要であれば、その終わった後に行いたいとい

ことで、これについても御了承いただきました。ですから、基本的に、あり方委員会を挟んで前後で理事懇談会を開催したいと、テーマがあった場合、やりたいということで確認をいただきました。これが理事懇談会の運営の内容です。

一応、傍聴等についてはちょっと難しいので、非公開ということで議論をさせてほしいというふうにさせていただきました。その結果、議事録も作成をしないということにいたしましたので、決定された項目をこのあり方検討委員会で御報告するというようにさせていただきました。

次に、条例策定期限を以前から各委員の中からもいつまでをめどとするんだというふうな御意見もいただいておりますので、改めて条例策定期限について確認をするということで、これについても提案をさせていただきます。最初の発足のときに、ことしの3月、遅くても6、9という3つの数字を挙げて動いておったんですが、3月は過ぎてしましまして、6ももう目前に控えてきたということで、当初、最終の日程である9月をめどに条例素案を作成するというように進めていこうということで確認をいただきました。これについては、今後条例をつくりましても会派の中の調整等多く出てきてまいりますので、理事の中での意思の確認をさせていただきました。

ただ、1点だけ、まちづくり条例との関係ということで、先月でしたか、企画のほうからと、議運とあり方と正副委員長、その会議があって、少しこれもおくれそうというふうな報告をもらっておりますので、どんな整合を図っていくのか、まちづくりの条例の提出時期との絡みも今後生まれてまいりますので、そこについては若干流動的な面もある、あり方委員会としての条例素案としては9月をめどに作成するというようにございますので、提出時期についてはまだ確認はされていないということで御確認をお願いしたいと思います。

それから、これもそろそろ検討に入らなきゃなりません、議員定数の見直しです。これもあり方委員会の大きなテーマの1つとして今上がっておりますので、昨年の確認では、もし議員定数を見直す場合については選挙の1年前、ですから、この9月の定例会には提案をすべきではないのかという御意見をちょうだいいたしておりますので、いよいよ見直しについての議論について入っていきなというように、これについても確認をいただきました。またこれはあり方委員会の中で御提案をさせていただきますので、御議論をお願いしたいと思います。

それから、あと、今お手元に配付をしております資料の説明を受けました。

それから、最後に、今回の理事懇談会の一番大きなテーマであります過去2回のあり方委員会で御議論をいただきました会派についての考え方、これについて意見交換をさせていただきました。その後、私のほうから、特に会派に関しては各会派の御意見を尊重すべきというふうな立場もございますので、あり方委員会だけで賛否を問えるものでもないというふうな理解をしております。そういうことを受けて、この後、理事に任命された方から各会派へ持ち帰っていただきまして、理事懇談会で議論された内容をもとに会派のあり方、特に人数、それから、議会運営に対する会派の位置づけ等、テーマとなることについては議論いたしましたので、それをもって各会派の中で御議論を願うということで確認をとっております。ですから、その中ではあり方委員会の委員の皆さんも積極的に御参加をいただきまして、少し会派の中での意見集約についてお願いをいたしたいというふうに考えております。次の理事会では、この会派についてももう少し煮詰めた議論をしていきたいというふうに考えております。

以上の内容が理事懇談会における議論の内容ということでございます。ですから、大きくはどのような運営をするのか、それから、条例の策定時期の再確認、それから、議員定数の見直しについて議論に入っていくという、それから、ここ2回ほど議論を重ねました会派について各会派の中での御意見をちょうだいすると、それを持ち寄って、もう一度会派についての煮詰めた議論をしていきたいということの大きく4点でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

今の私の報告の中で、各委員の中で確認をしたいということがございましたら御発言をお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでございますか。よろしいですか。あと、理事の方にすべて話は伝わっておりますので、また理事の方からも確認をお願いできればというふうに思います。この項についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、前回までは会派についての御議論をずっとしていただきましたが、先ほどの報告のとおり、理事の方から各会派の中で改めてもう一度会派の御意見をまとめていただくというふうなことで、会派については一たんこの委員会からの議論をとめまして、新たにいよいよ9月に向かって条例素案をつくらなきゃならないという時期に来ましたので、第3番目の議会基本条例の骨子及び素案についてを議題とさせていただきます。

まず、お手元に大きなA3の資料が2つと、A4の基本条例と書いてあるのがお配りさ

れていると思います。3つの資料が手元に配られていると思います。内容について事務局より説明をいただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、お願いします。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、3番目の議会基本条例の骨子及び素案について御説明させていただきます。

まず最初に、検討資料、議会基本条例骨子の検討項目と要綱・申し合わせ等との関連表という資料をごらんいただきたいと存じます。この資料につきましては、前回の特別委員会におきまして議会事務局に作成するようにとの決定をいただき、作成いたしましたものでございます。

まず最初に、表の見方でございます。この表の左から第1列目、A検討項目、2列目がB記述の方向性、3列目がC具体的規定例、この3列につきましては、4月14日開催されました第11回の特別委員会に提出させていただきました検討資料でございます議会基本条例の考え方における条例の骨子案、これと全く同じような項目となっております。それぞれの項目ごとに関係する法令・市条例及び規則、さらには申し合わせ等を第4列目に規定いたしております。

それから、表の一番右側の列でございますが、これは昨年10月に実施いたしました各委員に対するアンケート結果を検討項目ごとに分類し、記載いたしましたものでございます。なお、4列目の具体的規定例に関連する法令・市例規等及び次の列の議員アンケートにおける主な意見における記述内容の一番頭に丸で囲んだ数字が記載されております。それぞれこの丸で囲んだ数字につきましては、第3列目のC具体的規定例における各項目に対応いたしましたものでございます。

例えば1ページ目をごらんいただきたいと存じます。1ページ目の3議会及び議員の活動原則の欄、①の議会の役割・責務・権限等の欄における具体的規定例の③を見ていただきますと、③は議会の説明責任というふうになっておりますが、これをちょっと注意していただきたいと存じます。この③の議会の説明責任に関連する憲法とか法令等の規定はございませんが、次の亀山市の例規及び申し合わせ等におきましては、③を付しました5つの関連する条例がございます。下から5つでございます。そうした5つの条例、規則及び内規があることがわかるようにしてございます。

また、一番右側の議員アンケートの欄を見ていただきますと、一番下に③を付しました

意見が関連する意見であることがわかるということでございます。

表全体の説明につきましては、いずれも以前の特別委員会におきまして提出させていただきました資料を再度分類し直したものでございますので、これらの説明については省略させていただきたいと存じます。ただし、4列目の具体的規定例に関連する法令・市例規等につきましては、以前提出させていただきました検討資料におきましては、関連性が比較的低いものまで上げさせていただいたんですが、今回は少し整理してボリュームを少なくいたしております。また、議員アンケートの欄につきましても、できるだけ重複を避けるということで、一部の意見については2つの項目にわたっている意見もございしますが、極力重複がないように記載いたしているところでございます。

それでは、次のもう一つの資料をごらんいただきたいと存じます。議会基本条例他市比較表についてでございます。これについて説明をさせていただきたいと存じます。この検討資料につきましては、株式会社ぎょうせいさんに作成していただいたものでございます。

資料の1列目のA検討項目から3列目のC具体的規定例までにつきましては、先ほど説明させていただきました資料と全く同じような配置になっております。各議会基本条例の骨子案の検討項目に従いまして各項目を設けているところでございます。

それから、4列目、千葉県流山市以下5都市につきまして議会基本条例の内容が記載されておるわけでございますが、これら5都市につきましては、最近、議会基本条例を制定した地方公共団体でございます。条例の記述の方向性あるいはキーワードを検討項目ごとに記載したものでございます。また、この5都市の議会基本条例の条文につきましては、別紙、もう一つの資料にまとめてございますので、それもあわせてごらんいただきたいと存じます。

また、最近、議会基本条例の制定をする自治体が全国的にも相次いでございます。その条例を見比べてみますと、おおむね議会基本条例における規定内容、規定の方向性などについてはある程度の流れができてきたように感じます。そういったことから、この比較表から条例の骨子案の検討項目ごとに記述の方向性や具体的規定例に関しまして、このお手元に配付させていただきました5都市の議会基本条例の条文、さらには、以前配付させていただきました先進4都市及び県の条例とを比較していただきまして、当市の議会基本条例の条文作成の参考としていただければというふうに考えております。

以上で提出いたしました検討資料の説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 ただいま事務局に見方についての説明をいたさせました。

今まで同じようなものを幾つもお配りしておりますので、またかという感じもあるかもしれませんが、なかなかどういう形で条例に結びつけていくのかというのがまだ完全に事務局との中ですり合わせができていないものですから、改めてもう一度同じようなものを作成していただきました。それから、もう一点の比較表については改めて、比較的似たような規模で最近できた市の中にどのような記述があるのかということで参考にこれを入れさせていただきました。

特に、今回、確認なり議論をお願いしたいなというのは、最初の議会の検討項目と要綱・申し合わせ等との関連という表の中で、一番右側にEとしまして議員アンケートをお願いいたしました。その議員アンケートの中からの御意見がここにピックアップして記載がされております。委員会の中の意見を少し整理してほしいということで事務局に依頼をしたんですけれども、比較的会派の議論をずっと重ねてきましたので、どちらかという与会派の議論が多かったということで、これについては今、理事を通じて各会派の中で御議論を願うということにしておりますので、ほとんどこの中に、アンケート意見の中で大体意見としては整理がつくのではないかなというふうに考えております。

ただし、1ページ目の、これは1つの例示ですけれども、1ページの2の総則の③用語の定義というところで、Cの列に4つございます。市民、会派、市、行政視察、この意味はこういうものが規定されているところもあるということです。その中で、アンケートに出てきた主な意見の中には、②の会派については意見があるけれども、①、③、④については特段御意見なり考え方はなかったというふうに見てとれます。

それから、もう一カ所、今度は3ページ目の検討項目の4のところです。議会運営の原則というところが1番目にありまして、Cの具体的規定例に6項目ほど記述がございます。議決事件の追加、参考人、公聴会制度、委員会の運営、委員会等の公開、議長の議会に関する責務、附属・調査機関等の設置と、今の条例の中には比較的こういうものが具体的に規定がされているということでございますが、Eの列を見ていただきますと、①、②、③まではいろいろ御意見はちょうだいをいたしておりますが、④、⑤、⑥、委員会等の公開、議長の議会運営に関する責務、附属・調査機関等の設置についての御意見がなかったということです。

特に、ここについては大きなテーマではありますが、今の御意見の中ではなかったということで、今回、御意見としてお願いしたいなと考えておりますのは、この抜けている部分ですね、特に。今言いましたところ。あと、もう一カ所あるのが最後のページの7です。

議会改革及び体制整備の1番の継続的な議会改革の推進というところが、特段ここも御意見がなかったということでございます。

ですから、この3点についてうたう必要があるとかないとかというのは、この後議論をさせていただこうというふうに考えて、理事会の中でも少しこういう議論がありまして、全部入れるという意味ではなくて、一遍こういう議論をしておいて、必要に応じて個別に羅列したり、物によっては丸めて複数のを1本の表現にするというふうなことでどうだろうかという御意見もちょうだいしております。ただ、議論としてはあったほうがいいのかということ、少し皆さんのほうの御意見をちょうだいしたいというふうに思います。

それで、例えば、じゃ、どんな意見なのかということ、先ほどお手元に配ってありますA4判の各市の基本条例の中身で、例えば流山の、今見ておりましたら、ここには議長の権限と役割というのがちゃんと、ほかの市は余りないです。ここはきちんと明記が、明記されているといっても会議規則で定めたことのみで済ませただけですけども、こういう形で1点押さえてあるとか、そういうふうになっております。少し見比べながら、市民とはということが必要なのかどうか、わざわざ市民の定義をうたう必要があるのかとか。

もう一つの他市比較表を見ると、市民という定義がある市は菊川市にある、それから、一番最後の銚田市、ここに市民の定義が載っていますよということが見てとれます。それから、議会運営については余り多くは語られておりませんね、この表を見ても、6項目ありますけれども、全く触れられていないところもあるし、議会議員の活動原則で終わっているところもあります。

この辺の、今もし運営や進め方等の中で皆さんのほうでこんな意見があるとか、表現について意見があるということがあれば今回お伺いをして、きょう出してきょうの話でまことに申しわけないんですが、会派については今議論を進めてまいりますので、特に用語の定義が必要なのかどうかとか、それから、先ほどの議会運営の原則、公開、責務、附属・調査機関、この辺の記述について御意見があればお伺いしたいなど。それから、7番目の継続的な議会改革の推進、ここも1市を除いてこれについてはすべてうたってございますので、順番は言いませんので、ランダムで結構ですので、もし御興味のある点でこういうところは入れておいたほうがいいのかとか、ここはわざわざ入れる必要はないんじゃないかとか抜けているところだけです。あとについてはまた整理しますので、御意見があればお伺いしたいなど。

資料を見ていただいて、今すぐ言っても出ないと。暫時休憩をとらせてもらいます。とりあえず10分間休憩をとらせていただきますので、一読していただきまして。

(休 憩)

【竹井委員長】 とりあえず先ほど申しました定義のところとか、委員会の公開とか若干抜けているところがあるので、もし今の段階で御意見があればお受けしたいなというふうに考えております。その他の項でも、ここにアンケートの部分しか載せておりませんので、特にこの点についてはもう一度意見として申し述べておきたいというふうなことがありましたらそれでも結構でございますので、どんな意見が今亀山の市議会にあるんだということが一番大事でありますので、それが結局、将来条例をつくるときにまた1つの骨になってまいりますので、今、先ほど委員長のほうから申しました点と、さらに読んでいただいて、この辺についてはもう少しこういう意見があるよということであれば、それについても結構でございます。その辺の意見交換をやらせていただこうというふうに考えておりますので、どなたからでも自由に、場所はどこの場所でも結構でございますので、順番は言いませんので、ランダムで結構でございます。気づかれるところがありましたら、それぞれ御発言をしていただければありがたいなというふうに思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 そうしたら、検討項目の7議会改革及び体制整備、これが1つ歯抜けになっていますね。これは今現時点、現状で議会のあり方等検討特別委員会をやって、それでまた今後もということですので、ここはアンケートが空白になっていますけれども、やはり入れるべきじゃないかなと、文言は別にしまして。

【竹井委員長】 要は記述が必要と。

【宮村委員】 これはずっと必要じゃないかなと思います。それと、もう一つ、2つ目の検討項目の2番の総則、議会基本条例の他市の参考も全く同感なんですけど、目的は入れるべきであって、基本方針は、私は特に明記しなくてもいいんじゃないかなと。

一応、この2項目だけ先に申し上げておきます。

【竹井委員長】 目的と基本方針を一緒にしたような形でということですね。

【宮村委員】 そうです。

【竹井委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 僕は、他市との比較表の中で、議会報告会、これの位置づけが各市が違っているんですけども、この比較表の中にはその議会の報告会に対する書き込みが今の

ところ見当たらないなという、そんなことを思いつきましたけど。

【竹井委員長】 記述の方向性では、市民と議会が意見交換をする場を設置すると、これはやるという意味じゃなくて、こういうことでここに書いているんですけど、今の御意見というのは、それを尊重するというでいいんですか。

【鈴木委員】 いいえ。

【竹井委員長】 よその条文には書いていないところがあるということだった。

【鈴木委員】 例えば流山市は、第10条の中に意見交換の場として議会報告会を行うものとするとか、あるいは菊川市の場合も議会報告会を行うものとする。それから、逆にそれについての書き込みはないところもあるわけですね。その比較がこの比較表の中には明記されていないということに気づいたということです。

【竹井委員長】 全部はないんじゃないのかということですよ。5市だけでもないところもあるぞという表現ですよ。だから、是非があるということですよ、丸かバツか。亀山市の場合は、たまたま、どうするかまだ決めておりませんので、2種類あるということで確認をさせていただきます。

池田委員、どうぞ。

【池田委員】 私もその部分が気になったんですけど、実際は議会と市民との関係の中にもし入れるとしたら含まれるんですか、ここが。

【竹井委員長】 6番の項目が、多分、会派の後の次の重要テーマと考えています。会派の定義や運営が決まれば、次は市民との関係をどう進めるのかと。特に一番売りになっているのは議員報告会になっています。この辺もいろいろ、よその市でもまだ始まったばかりですので、うまくいっているところもあれば、多分うまくいっていないところもあるやにも聞いておりますので、この辺をどんな形で、先ほど鈴木委員がおっしゃいました入れるのか入れないのかというまず議論が1つ、それから、入れるとすればどんな形になるのか、そこが煮詰まらないと条例化はできないということです。これはある市とない市があるということと、今、池田委員がおっしゃいましたように、また今後どうするのかというのは改めて、相当大きなテーマになるんじゃないかなというふうに考えています。今の段階でやるやらないは議論しませんので、こういう記述の方向性だということで確認したいと思います。

【水野委員】 政務調査費の位置づけというのが出ていませんね。どこかに出ていますか。ちょこっと書いてあるものはあるけれども。議員の調査研究かな、4に入るのかな。

【西川事務局長】 具体的規定例の3番です。

【竹井委員長】 今どっちの資料、比較表？

【水野委員】 同じやろ、これ、分け方。

【竹井委員長】 一緒です。亀山市のだけだと、2枚目の議員の役割・責務・権限の政務調査費の交付に関する条例というのが一応ここには入れてあります。アンケートも一応そこに政務調査費としてのいろんな御意見は入れてありますので、とりあえずここへ今のところ入っていると。

【水野委員】 1つの項目として要らへんかな。

【竹井委員長】 それはまた議論させてもらいますので。

【水野委員】 入れておかんといかんのやないかと、透明性という意味では。

【竹井委員長】 ほかの市でも、こっちのほうの入っているところもありますので。今の御意見は、政務調査費を独立して記述するのকাশないのかということの確認をさせてもらいました。

今、水野委員の御意見は、3の②の中に、こちらからの資料には、亀山市の例規・申し合わせの③政務調査費の交付に関する条例と。それから、主な意見のところ、③が政務調査費ですので、そこに記述が今ございます。これを分離して独立した記述にする必要がないのかという御意見ですので、それはまた確認をさせていただきます。

【水野委員】 それが他市は入っていないんやな。

【竹井委員長】 流山の政務調査費という、7章のところ流山は入っています。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 ほかの各市を見る中で政務調査費はほとんど入っているんじゃないですか、条例の中には。

【水野委員】 分類の仕方やけど、第何条の前に、頭に括弧がつきますやんか。括弧がここになっておるのか、記述の方向性と具体的規定というふうになっておるのか、くくり方の問題。例えば二元代表制という前文がある、これがすべてではないと思うけれども、総則は3つありますよと、例えば申し合わせの関連表。これと今度つくろうとする基本条例との関係で、大分類あるいは中分類、小分類というものが、これは1つのたたき台だけれども、そういうふうになっておるのかどうか。

【竹井委員長】 今、水野委員のほうから仕分けの問題が、御意見がございましたが、とりあえず三重県かどこかがまずはもとになっておりますので、特段意図があつてここに

分けているわけではありません。とりあえずたたき台として置いてあるだけです。今の御意見みたいのを全部ちょうだいして、条例の頭の括弧書きのところですよ。それはまたこの後素案ができれば、ここは分離すべきだとか、くっつけて1つの言葉にすべきだとか、またそれは御意見としてちょうだいするつもりです。今のは御意見として政務調査費は独立しておいたほうがいいのかという御意見ですので、それを確認させていただきました。

あとは、最初に言いました用語の定義の市民とか市という、こういうのをわざわざ定義する必要があるのかどうかというのも今後議論をいただかなければならないかとも思います。

水野委員。

【水野委員】 結論からいったら、僕は要らないと思います。市民といったって一般的にわかるもんね。市民あるいはまたそれで作る団体ということでしょう。会派は後で出てきますので、会派はさらさらっといくのか、あるいはまた会派とはどういうものかというのをつけ加えて、1つの会派という項目をつくっていくということであれば要らないと思うし、市はわかるし、行政視察というのが政務調査費の中等で出てくるんですよ。だから、実態的には常任委員会の視察もあるので、そればかりではないんだけど、議員の研さんとか、あるいは研修とか勉強とかいう中でそういうものは消化はできると思うので、僕は要らないと思います、用語定義は。他市も張っているところと張っていないところがあるんですよ。

【竹井委員長】 またこれも条例をつくる前後に議論が要ると思いますので、たまたまここに記述がない、どうしましょうかという御意見をもらっているだけです。またこれも条例をつくる時に入れるのか入れないのかという議論は、会派についてはここに入れざるを得ないと思いますけれども、市民とか市を改めて議会が定義する必要があるのかと。まちづくり条例にも、多分、市民、市、議会、3つの定義が今たしかできていますので、その辺との整合も絡んできますから、まちづくりの条例も少し見ないと、ここもまたなかなかやりにくい面があるかもしれません。御意見として、市民、市の定義、多分、いろいろ賛否がありますけれども、必要ないという御意見もあるということです。

あとは、議会運営の原則のところの④、⑤、⑥というのがありまして、委員会等の公開、議長の議会に関する責務、附属・調査機関等の設置というのがあります。調査機関等も今できるようにはなっております。どこかの市にありました。

(テープがえ)

ここら辺で、もし今の段階で御意見があれば。

水野委員。

【水野委員】 委員会の公開とか、あるいは議長の責務というのは別の規則、条例等があるわけで、だから、それをあえてここで書くのかどうかということと、それから、附属機関・調査機関等の設置というのは、亀山の議会としては飛躍した話なんですよ、ある意味では。だから、公聴会とか、あるいはそういう意味でのもの、あるいはきょうはぎょうせいさんが来ていただいておりますけれども、そういうものも含めて、余り今まで亀山市議会としては外的に積極的な活動というか、そういうものをしていなかったという経緯があるので、一方では、将来の議会運営へ向けての布石なり、あるいは方向性という意味では、これは入れておいたほうが良いと思う。だけど、設置しなければならないとか、そういう表現になってくると今の段階では問題ではないか。例えばすることができるぐらいの、そういうことだと思いますけどね。

【竹井委員長】 今の水野委員から、これまでは外部に委託するというか、外部を介在した議員の調査とか余りやったことがないが、今後そういうのも義務ではなくて一応できるというふうなことも必要ではないかというふうな御意見がございまして、島田市のところにも調査制度の活用とか、銚田市、ここもそういうことが少し明記が、設置の義務ではなくてもそんなことができるようなことを明記されている。これはまたぎょうせいさんのほうにも御意見をちょうだいする必要が、今回、たまたまコンサルを使いまして、多分、事務局だけでは事務量が滞るだろうと、それから、いろんな知恵をいただくのに外的な補助機関も必要かなということで、今、水野委員がおっしゃったようなことを既にこの委員会はやっているということでもありますので、これが1つの契機として、私個人としてはここはぜひうたいたいところというふうには考えていますが、前向きな御意見をいただきましたので、これについてまた皆さん御意見があれば、これに関連して、今の議会の状況を見て、もう少し調査であったり、我々が依頼をしていろいろ調べてもらおうとか、そういう機関の必要性についても御意見があれば今の段階でお伺いしておきたいですが。

宮村委員。

【宮村委員】 今のタイミングでというのは、もう一度、どういう意味か。

【竹井委員長】 調査機関を今まで我々として持っていなかったもので、今後こういうものを委員会であったり議会自身が持つべきではないのかという、今、水野委員の意見に対

して、もしほかの方もコメントがあればということです。必要か必要じゃないかというふうな。

宮村委員。

【宮村委員】 私は水野委員と同感です。今までの実績というのか、経験というのか、まだ浅いような気がしますので、もっと汗水かいた結果、あるいは必要と迫った段階においては必要やと思いますけれども、可能性の表現にしておいていただければと思いますけれども。

【竹井委員長】 あと、公開という部分では、ここでは議論はできませんけれども、代表者会議と全員協議会の公開という問題が今、今後どうするのかという議論も出てまいります。これは自治法上、公開しなさいというふうな感じですので、我々としても、まずは全員協議会の公開の是非の議論に入らなきゃならないし、それが公開になれば、次に代表者会議の公開の是非を議論しなければなりません。鈴鹿市は全員協議会も公開しているというふうに聞いていますので、県は代表者会議までも公開が始まっているということですから、ここは委員会の公開になっておりますけれども、連動してそういうものもくっついてくるのではないかなと、議会全体の公開をどうするのかということもあわせて関連はしてきますので、またこの辺も、委員会は原則公開とはなっていないところ、会議規則でいう公開とはちょっと違いますので、この辺も議運の議論になるのか、あり方の議論になるのか、非常に微妙なところもあるんですが、御意見の場としてはここも少しは触れていただいてもいいのかなというふうには考えています。

ほかに御意見はございますか。

水野委員。

【水野委員】 さっき議会運営とか、その辺の規則あるいは条例との関係、そういうところを1つ確認しておいてほしいんだけど、この基本条例の中で、基本的にこうなれば、例えば内容については別途条例によるとか、規則によるとかというようなものになってくる場合に、その基本となるものは入れるべきかどうか。いろんな規定、申し合わせは別として条例とか規則があります。細かくやると二重になってくるので、基本的にはこういうものは別途定めておりますよと、例えば別途定めるとかいうようなものをやっておくと基本条例としては親切かなと僕は思うので、例えばさっき政務調査費のお話しをしましたけれども、政務調査費であれば別途政務調査費の交付に関する条例によるとか、それに従うとかいうようなことを入れておくと条例として親切かなと思うんですけど。ただ、何に

も基本条例のないものが規則でぼんと出てくるとか、条例でぼんと出てくると整合性という意味で私はおかしいんじゃないかと。すべて書くことはない。ただ、考え方なり基本は別によると、別によるって簡単なものでもええと思うんだけど、そう思いますけどね。

【竹井委員長】 今の水野委員の御意見は、流山の条例がまさしくそういう格好になっていまして、例えば、流山市議会代表者会議を何号で定める、全員協議会は全員協議会要綱、議長の権限は自治法に定めるところにより、その役割については会議規則と二重に押さえてあるという格好にはなっております。だからその辺も今後、全部入れてしまうとこれまた大変なことになるので、今の御意見のように必要に応じて入れるのか入れないのか。全く入れていないことはないですね。ほかのちょっと見ましたけど、何々によるというのは少しずつは入っておりますので、よりどころですよ。記述はしたものの何も書いていないじゃないかと、議長の責務と書いて何も書いていないとまずいので、多分、会議規則によるという、我々が今、ここですね、Dの欄の亀山市の例規・申し合わせ、このところをピックアップしてくっつけて書いておいたらどういふだという御意見だと思います。これもまた具体的に条例が出てきたときに、入れますとなったときに、じゃ、どういふふうで引用しようか、別の記述にするのか、これもまた議論は必要だというふうに考えています。改めて、例えばそれにして理念みたいなのを載せるとか、役割はわかったけれども、実際ほかの部分も必要じゃないのかとか、これもまた議論は要るのではないかなと。

宮村委員。

【宮村委員】 当然ながら議員としての役割とかいう軸足のもとで政務調査費が俎上に上がってきているんですが、政務調査費が上がるんだったら、これも1つの議論としてまた委員の皆さんに検討していただきたい。報酬額も、僕は、議員活動を人、物、金とよく言いますが、人があっての何ぼだと。特に議会活動は物もお金も、物は動かずして、やっぱり金というのもつきものですので、1項目、セットという意味じゃなくして、何も今すぐに上げてほしいという個人的な願望は1つありませんが、将来的にはその辺のところも、それで流山は既に上がっていますね。だから、その辺のところ、どなたが議員になると、現実問題、余り際立ったことは言えませんが、はっきり言いますと、22名の議員の中でも、いい悪いは一切関係なしで、職を一部持ってみえる方とそうでない方、それはなぜなのとか、あるいは若い方が行政に議員としての立場で参加するんじゃなくて、現状では若い方がそういう環境、議員たるものをしっかりと行政にという立場からいくと報酬額は果たしてどうなのかというのも御検討のテーブルに上げていただくのはどうかなと思

います。

【竹井委員長】 今、政務調査費だけではなくて、議会のほうに関連するもう一つの部分として報酬があると。それについても明記したらどうだという御意見が宮村委員からございました。今、小松島市と菊川市にも議員報酬があつて、ここはもっとすごくて、体制は委員会または議員から提出するものとする。そこまで明記がされております。ここも書き込むのかどうか。それから、もう一点、同じ菊川の条例を見ながら、ここは議員定数のところがうたい込んであつて、さらにその基準まで入れ込んでいるというのがありまして、人口、面積、財政力、市の事業課題、類似市の議員定数、俗に類似し、いろいろ類似しという比較ではおかしいんじゃないかということがあるけれども、こういうのが明記されていると。今後、定数の見直しも御議論願うということですので、今の報酬とあわせて連動する定数、こういうものは具体的にこういう記述が要るのかどうか、あればまた1つの基準にはなってくるということ。御意見をいただきましたので、これもあわせて、報酬についての記述の是非、必要性についてまた検討項目に入れさせていただこうと思います。あわせれば、私のほうからも点数も、ここに書いてあつて客観的な基準みたいなことになるのかわからないですけども、こういうのも要るのかもしれないという感じを持ったところです。また一度御一読願いたいと思います。

松上委員、どうぞ。

【松上委員】 比較表の中でずっとこのようにしたらええなとか、この感じがええなというのはマークしましてようけあるんですけど、まず前文からいきますと、亀山市、人口5万という形の中で、流山市の言っている、市民の多様な意見を的確に把握、常に市民との対話を行うというところら辺が前文としていいのかなと。

あと、菊川、島田というあたりは常識的といえはそのとおりですな。議会は市民の意見を代弁する合議制機関とか、市民との距離を近づけるとか、不断の努力を積み重ねる、これは当然やなという感じですので、それよりももう少し能動的な記述というか、目指す方向もうかがえるような前文というような思いをしました。

それから、議会基本条例の目的というの、これも難しいなと思いつつも、形としては、銚田市の「いのちとくらしの先進都市を実現」という、格好いいかなと、このように思います。

それから、3番目の議会及び議員の活動原則、これは具体的な条例としましての一番下の真ん中の2番、具体的規定例として、議員間及び首長等と議員間の自由討議と公開とい

いまして、この機会がなかなかないのかなという感じがします。議員間にはありますが、市長と首長等との議員間の自由討議と、これがあつたら、例えばマニフェストに対してのやりとりを公開するとか、そのように広がっていくということで、将来へ向けてのという形の中で入れていただいたらなという感じがしております。

あと、この議会運営等の原則の中で、千葉県の流山市の一番最後のほうに書いているわかりやすい言葉や表現を用いた自立的議会運営、これはわかりやすいということがまず大きな要素かなということで、そういう表現で議会運営というのはどうしても言葉としては難しくなりますけれども、この辺のところの自立的議会運営というところら辺を強調していただきたいなど。

それから、7番の議会改革及び体制整備、継続的な議会改革の推進というところら辺をしっかりと書き込みできたらと思います。それは、継続的な議会改革の推進というのは、ずっとこの議会のあり方というものを持っていつて絶えずリフレッシュしながら進んでいくというものを、そういう意味の記述を入れていただけたらなど。

以上です。たくさん言いましたけれども、思いというか、感じというか。

【竹井委員長】 わかりました。個々に意見をいただきました。また確認して。

1時間ぐらいたちましたので、10分だけ休憩させていただきます。

(休 憩)

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き会議を開催させていただきます。

今、私からいろいろお願いした意見以外にもいろんな角度で御意見はちょうだいをさせていただきました。大体用語の関係、それから、議会運営の原則、そして、継続的な改革の推進、これについては前向きな御意見、まとめますと、定義については必要ないんじゃないかという御意見もございます。

それから、議会運営の原則、特に議会運営に関するものは今規則とかいろいろございますので、その辺との整合の件、それから、調査機関等については何人かの御意見をいただきました。必要性の記述ぐらいは要るのではないかというふうな御意見をちょうだいしました。

それから、継続的な改革の推進についても、やはりこれも何らかのことが必要ではないのかというふうなこと、それから、御提案はしてはおりませんでした、市民の議会への参画、これについても今後どういうふうなスタンスなのかというふうな御意見もちょうだいをしました。

あと、重ねて追加というふうな形では、議員報酬についての明記の問題についても御意見をいただきました。それから、議員定数、これから議論しますけれども、この辺についても客観的な基準というものを設けている市もございますので、その辺についても今後どうしていくかというふうなことだろうと思います。

大きくはそんなところでございました。大体待っているところについては御意見はちょうだいできたのではないかなというふうに考えております。

あと、きょう多くの内容を用意しておりませんでした。今始まる、あと少し、委員長として考えながら、今後どう進めるのかというのがなかなか、正副でいろいろ調整はしてあるんですけども、なかなかうまいこと前に進んでいかない中でようやくここまでたどり着いたかなという感じを持っております。

ただ、9月をめどにというふうなお話をいたしておりますので、もうだんだん時間がなくなってきたということで、御提案になりますけれども、今までいろんな資料を提出はさせていただきますけれども、そろそろ事務局で原案的なものをつくらせてもらおうかなというふうに考えております。御意見もちょうだいしましたし、いろんな事例がございますので、とりあえずモデルだけもって、一たん正副も入って原案みたいなものをつくると。それをもって委員会の中で御議論願おうかなと。やはり形を見ないと。きょうもいろいろ御意見をちょうだいしました。やはりよその市の条例を見ながらでもいろんな御意見がちょうだいできますので、次回までには何らかの形で素案みたいなものをつくってしまって、その中から削るもの、さらに追記するもの、それからまとめるもの、そういう御意見をちょうだいしようかなというふうに正副のほうで打ち合わせをして、事務局にはそういうふうにしてもらおうということでお諮りをさせてもらおうと思います。本来ですと、皆さんで白地のところにつくっていただくのが一番ベストですけども、なかなか我々も条例をつくったこともないし、どうせつくるとしても同じような手法になってまいります。皆さんのほうのオーケーがとれば、コンサルのほうもおりますので、今考えられる案というものを御提示させていただきたい。それをもって委員会での議論、また、ケースによっては会派の中での意見聴取と、これは理事さんを通じて意見聴取という中で今後委員会のほうを進めさせていただきたいと、そんなふうな委員長のほうの考えでございますけれども、こういう進め方について皆さんのほうの御意見をいただきたいと思いますが。俗に言う委員長一任ということになりますけれども、とりあえずたたき台をつくらせてほしいということです。

では、正副で少し、それとまた理事懇談会も、今回、皆様のほうの御理解方つくっていただきましたので、理事懇談会の中でも煮詰める話は、そこでも少しさせていただきながら皆さんのほうに御提示をするということで。6月議会が始まりますので、ちょっと事務局は大変ですけれども、何とか早いめどで。一月をめどに次回までには何らかの形で御提案をさせてもらおうというふうに思います。進め方が荒くてまことに申しわけございませんでしたけれども、大分手詰まり感がございまして、会派という問題が今度理事さんを通じて一区切りつければというふうに思っております、徐々に動き出しました。

じゃ、きょうの1つの議論に、今回提出した書類の中で抜けているところは御意見をちょうだいいたしましたので、そのことも頭に入れながら条例の素案の素案みたいなものを早急につくって、次回御提示できるような準備を整えさせていただきます。これについてはぜひ御確認をお願いしたいと思います。

それから、もう一点、定数の見直し議論ですね。これも次回から入ろうというふうに考えております。ただ、流山市でしたかね、基準の云々とか、そういう議論にまで入っていくのか、この辺はまたその委員会の中で議論させてもらおうというふうに思います。単純に何名、今でいいのか減らすのか。ふやすことはありませんので、今のままで22でいいのか。いやいや、やはり削減する必要があるのか。その議論になると思います。さらにそれに肉づけして、先ほどいろんな御意見、条例との関係の中で客観的な基準でもという御意見があればその辺の議論もしていただいて、その結果、現状の22だとか、いや、もうちょっと下げようとかという議論になるかもしれませんが、今回はそれをお願いしたいというふうに考えております。

これは会派というお一人お一人のことになりますので、定数に関しては。なかなかここで決めても、また最後は、もし減らす場合は一人一人の賛否になりますので、少しまじめな議論、きっちりした議論をしておかないと議論になりません。今回はぜひその辺をお願いしたいというふうに考えております。

よろしゅうございますか。定数議論に入らせていただくということで御確認をお願いしたと。もう8月中には結論を出すということを考えておりますので。それから、条例の関係があるので、もし客観的な基準内定義というんですか、そういうものをもし検討してみようかなという各委員の方の頭があれば、またこの条例もありますし、何か基準をもって、法定定数はもう5万人を超えましたので、法定定数は30名になっております。今、定数を減らすという条例を出して議員提案で22名というふうになっておりますので、理屈を

言えば30でもいいということになるわけですが、ほとんど法定定数のところはありませんので、その辺も基準に。

5月21日、第3回の委員会で各市の定数については資料がお渡ししてあります。最新版はまた次の委員会のときに提出させていただきますので、一度、現状としては、それが前回調査をしたものがございまして、間違いなく5月21日の資料に各市の人数が入っておりまして、今後削減予定ということで、たしか事務局からも報告がされております。次回は最新版をきっちりつくってお渡ししますので。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 これも委員長のお話しどおり、最後は一人一人になると僕は思います。なぜかという、ふやす減らす問題になってくるんですが、まずお願いしておきたいのは、資料を改めてというお話でよろしくお願ひしたいというのと、何でもデータというのはそうなんですが、1つの角度として人口がふえているのに減らす議論がある場合はなぜなのかと。だから、そんな委員の人がみえないと思うんですが、根底になるものが……。

【竹井委員長】 ちょっと待ってください。休憩をとりますので。

(休 憩)

【竹井委員長】 休憩を解きます。

鈴木委員。

【鈴木委員】 次回に最新のデータを出していただく。人口と議員数だけでなく、僕もシミュレーションをやってみたんですけども、面積というのも非常に、広さですね。どんな地域があるか。そういう意味では、資料の中に面積の入ったものもつけ加えて提出を事務局にお願いしたいと思います。

【竹井委員長】 宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 面積も大事ですけど、その面の部分を言うたら、点から線につながって走行距離も絡んでくるんですね。亀山は、御承知のように、6割から7割近い山岳が。だから、いろんな面で、ひとつお手数をかけますけれども、これ、大変やと思いますが、言うのは簡単ですので、お願いだけにしておきますけど。

【竹井委員長】 既にいろいろ御意見はちょうだいしておりますので。

森淳之助委員。

【森（淳）委員】 そこに議員の報酬も入れていただけると。

【竹井委員長】 では、今、まず、御三人方から資料の中身について御提案がございま

した。人口ですね。法定数も当然入れておかなければいけませんので、それは現の議員数。それから、要件として面積要件を入れてほしいと。あわせて、報酬額についても出してほしいという。

菊川市の条例には議員定数ということがうたってございまして、ここの基準は、先ほどお話がありました人口、面積、それから、類似市の議員定数に合わせた財政力、市の事業課題、そういうものがあります。ですから、また、財政力を問われると高いからふやしていいんだということになるのかどうかになってきますけれども、大体今おっしゃったような要件がここに書いてございますので、一応今言われた人口と面積と法定数、議員数、それから、報酬額ということで資料をつくって提出させていただきます。

それから、前回どのような形で議論をされ、決定されてきたのかという、この資料も今調査をしておりますので、平成6年でいいんですね、7年の選挙からですから。あわせて、それも提出をさせていただこうというふうに考えております。

どういう形で決定をし、仮に見直すとしたときにはどんな手順を踏むんだという議論ぐらいまでしかできないだろうと思います。ここで賛否をとっても、また本会議で賛否を問うことになるので、そこは考え方が多分2論出るんだろうと思うんですね。見直しをしたいという人がいらしゃると2論出ますよね。2論をつくった上でどうしていくのかという形になると思います。私も予想ができないので、どう進めるかについてもまたあわせて理事会等で議論させてほしいというふうに思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 僕の記憶が間違っていなかったら、先ほどの22に減らした当時の、その直前、前の選挙、たしか定数と一緒にときがありましたな、亀山市議会の立候補の定数の、無投票。その辺からやろか。今調べてもらっておるからこんなことを言うのは失礼なんだけど。一回、僕がまだ30代のサラリーマンをしていた頃にあった。

【竹井委員長】 ゴルフ場の問題があったんやね。それか、自治会連合会からの申し出やわな。大きかったよね、多分。ゴルフ場でいろいろあって、ゴルフ場の関係で逮捕者が出たり、自治会連合会からの削減要請があったりして。

【森（淳）委員】 自治会連合会というたら、随分前に水野久志さんが議長のときに自治会連合会から定員削減の要望が出た。ところが、それに対して全然回答せんと。それで改めて出たのが議案の始まり。

【竹井委員長】 大体、自治会連合会あたりから普通は削減をせえとかありますけれど

も、今回の亀山市議会の場合は、合併のときの議論も受けて、いろいろな議論がございましたので、一回整理はしておこうかということだろうと思います。合併のときもいろいろ議論があって今の数字に落ちつきましたけれども、ただし書きがついた答申になっていますので、そういう意味からいくと一度議論しておく必要がある。その中に今の人口がふえてきたり、財政活性化になってきたり、さまざまな要件が当時とは若干ずれがありますので、これは忌憚のない意見を交換して、ひょっとすると2論が出るということになります。これは、どちらが正しいということじゃないので、ただ、あり方としては議論しておきたいなということですので、ぜひその辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

大分時間が、次の議論にもう既にきょうは入っているような感じですがけれども、次回はこのような経過なり、それから、なぜ必要性があるのかというようなところの説明を含めながらこの議論に入らせていただこうというふうに思います。それと、先ほど申しました条例素案、なるだけ事務局にも頑張ってください、まずは素案の素案になりますけれども、つくって、皆様に提示をして、議論に入っていけるような準備をさせていただきますので、ぜひその辺についてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

きょうは大きなテーマがなくてまことに申しわけございませんでした。ただ、いろんな御意見をちょうだいしまして、またいろんな形が見えてまいりました。きょうの御意見もまた参考にさせていただきます、条例素案的なものをつくり、そして、いよいよ私たちの身分を決する定数の見直しという問題にも入りますけれども、大分これから山場に入ってまいりますので、また皆さんにはさまざまな角度からいろんな御意見をちょうだいしていただきます。

それから、あとは理事懇談会をつくりましたので、理事懇で話し合われたことはすべて会派に持ち帰って御議論をしていただくというふうに今しておりますので、この委員会の参加をしていない方の御意見もそういうところから聴取しようという考えでございますので、会派の中でも理事の方には大変御苦勞をおかけしますが、議論のリーダーとしていろんな御意見を聴取していただければ非常にありがたいというふうに考えております。

ちょうど1時間半ぐらいの議論でしたけれども、次期の開催について議題とさせていただきます。6月19日が閉会の予定というふうに聞いておりますので、7月までには一度やりたいなという感じは持っております。7月になりますと委員会の視察が入ってまいりますので、できれば6月中に開会したいと。また、事務局のほうの仕事の関係も、今の段

階では6月末までにやりたいということをお願いしたいと思います。7月に入りますと委員会の視察が次々入ってきて、なかなか日程がとれなくなる可能性がございますので、6月末までの開会、6月19日の開会中には皆さんのほうに当て日といたしますか、日程確認をさせていただこうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。その間、また、20日以降から30日の間でこの日はちょっと難しいよというのがありましたら、事務局のほうにお申し出願えればというふうに思います。

じゃ、6月末までに、20日以降から30日の間までに開会をするということで御確認をお願いしたいというふうに思います。

それでは、大変きょうはさまざまな角度から御意見をちょうだいしまして、特に次から定数に入りますので、それぞれ御意見を願いして、次の会議までによろしくお願いをしたいと思います。きょうは本当にありがとうございました。これで閉じさせていただきます。

— 了 —